

市営建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準

平成 20 年 8 月 8 日市長決裁

改正 令和 3 年 6 月 22 日

(指名の基本方針)

第 1 入札参加者の指名は、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 指名する者の総数は、原則として 3 者から 10 者までとすること。ただし、受注可能な有資格者が定められた数に満たない場合等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 指名は、特定の者に偏しないよう公平かつ適切に行うこと。
- (3) 指名は、委託業務成績、技術的適性、地理的条件、不誠実な行為の有無等を十分配慮して行うこと。
- (4) 市内資格者で受託可能と認められる業務については、極力市内資格者のうちから指名するよう配慮すること。

(非指名理由に該当する事項)

第 2 次の各号のいずれかに該当する者は、指名しないものとする。

- (1) 指名停止期間中であること。
- (2) 不正又は不誠実な行為があること。
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (4) 建設関連業務について、委託業務成績が著しく不良であること。
- (5) 安全管理の状況が建設関連業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適当であると認められること。
- (6) 労働福祉の状況が、受注者として不適当であると認められること。
- (7) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。

(補則)

第 3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の市営建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準の規定は、この基準の施行の日以降に入札通知する契約から適用し、同日前に通知した契約については、なお従前の例による。